

平成29年8月17日
総務部契約検査課

建設工事における社会保険等の未加入対策について

現在国や県において、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保や、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築することを目的とした、社会保険等の未加入対策が進められています。

牛久市におきましても、平成29・30年度入札参加資格審査申請受付から建設工事に登録しようとする場合には、「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」（以下「社会保険等」という）のすべてに加入していることを要件としています。

1. 加入状況の確認

社会保険等の加入状況は、入札参加資格申請時の「調書その1」に申請日現在の状況を記入していただきます。あわせてご提出いただく「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審通知書」という）の写しの記載（「その他の審査項目(社会性等)」欄によって確認します。

※経審通知書において、「雇用保険加入」「健康保険加入」「厚生年金加入」に、一つでも『無』の表記のある場合は、経営事項審査の審査基準日（＝決算日）現在で「社会保険等未加入業者」となります。

なお、経審通知書において「その他の審査項目(社会性等)」欄が「無」になっている方で、経審通知書発行後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、所定の届出書に加入を確認する書類を添付して提出していただく必要があります。

2. 適用除外項目の取り扱いについて

雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入については、適用除外となるケースがありますが、その場合は加入しているものと同様の取り扱いとします。

この場合、経審通知書には「除外」と表示されています。